

不登校児童生徒の支援に関する 基本的な方針について

令和4年4月

諏訪市教育委員会

目 次

はじめに	1
一 不登校支援の基本的な考え方	2
I 不登校とは	2
1 不登校の定義	2
2 不登校の背景	2
II 不登校支援の基本的な考え方	2
二 不登校支援の取組について	3
I 3つのステップ	3
1 未然防止 一魅力ある学校づくり一	3
2 初期対応 一早期発見・早期対応一	6
3 自立支援 一個別の対応・継続的な対応一	8
4 諏訪市の具体的な取組	9
(1) 諏訪市教育委員会での取組	9
(2) すわ☆あゆみステーション（あゆステ）の取組	11
(3) 不登校支援等に関する相談窓口（連絡先一覧）	11
三 参考資料	
1 不登校の予兆チェックリスト	13
2 不登校の「早期対応マニュアル」	14
3 不登校に関する国の通知等	16

不登校児童生徒の支援に関する基本的な方針について

はじめに

不登校児童生徒への支援については、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しております、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づく長野県教育委員会での報告では、小中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数は23.7人と過去最多となっており、諏訪市も同様に年々増加傾向にあります。

こうした中で、市教育委員会ではスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）やスクールカウンセラー（以下、「SC」という。）を市費で配置し、児童生徒や保護者の相談に対応しております。また、諏訪市公民館に諏訪市フレンドリー教室を設置し、学校に通うことが難しい児童生徒に対して、集団生活への適応指導や学習指導、学校生活への復帰及び社会的な自立に向けての指導援助を行っています。さらには、各校に通常学級での児童生徒の学習面の支援を行う学習支援員、特別支援学級及び通常学級で学習面・生活面の支援を行う自立生活支援員を配置し、学習による適応の遅れから不登校となることを未然に防ぐ取組を行っています。

こうした中で、文部科学省から「不登校児等生徒への支援の在り方について（通知）」が出され、不登校支援の視点が示されました。

「不登校児童生徒への支援は『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」（令和元年10月25日付け文部科学省通知）

この通知を受け、諏訪市教育委員会では、令和2年度に「不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン」を策定し、市内に居住する不登校児童生徒が学校外の施設等において相談・指導を受けるとき、当該施設等及び相談・指導の内容が要件をそれぞれ満たしていると在籍校の校長が判断できる場合は、校長と市教育委員会が協議したうえで、当該施設等において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることとし、不登校児童生徒への更なる支援を開始しました。

全国的にも不登校児童生徒数が増加している中で、学校等の不登校への取組に関する意識を高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期支援を図るため、諏訪市における「不登校児童生徒の支援に関する基本的な方針」を策定します。



一 不登校支援の基本的な考え方

I 不登校とは

1 不登校の定義

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成 28 年法律第 105 号) (以下、「法」という。)において、不登校児童生徒とは「相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるもの」とされています。

また、省令や文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、不登校の定義について、「病気又は経済的理由による場合を除く」、「1 年度の間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒」との記載があることから、これらの定義をまとめると、以下のように定義することができます。

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために、年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

2 不登校の背景

不登校には多様な背景が考えられます。例えば、集団生活に馴染めないなどの学校生活における適応性や友人関係の問題、学校での勉強についていけないなど学業不振、家庭の生活環境の急激な変化、ゲームに熱中し生活が昼夜逆転しているなど生活リズムの乱れ等、多様な原因が考えられます。

また、ネグレクト等の児童虐待やヤングケアラー（一般に大人が担うとされている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども）、経済的な困窮などが関わってきてている場合もあります。しかし、いずれの場合においても、様々な要因が複雑に絡み合って不登校の背景となっていることを理解し、それぞれのケースを丁寧にアセスメントしていく必要があります。

II 不登校支援の基本的な考え方

前述の法第 3 条においては、次に掲げる事項が基本理念として規定されています。

- (1) 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- (2) 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- (3) 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- (4) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その

教育水準の維持向上が図られるようにすること。

- (5) 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようになります

これらの基本理念を踏まえたうえで、諏訪市教育委員会では、以下の考え方に基づいて不登校児童生徒に対する支援を行っていきます。

- ① 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものであることを十分認識し、すべての児童生徒にとって魅力ある学校づくり、わかる授業づくりを進めていきます。
- ② チームとして、学校、市教委、関係機関が相談支援体制の機能を強化すると共に、連携協力体制を構築し、児童生徒や家庭への働きかけ等を充実させます。
- ③ 不登校を「問題行動」とせず、学校や家庭、関係機関、社会が不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解や受容の姿勢で接することで、児童生徒の自己肯定感を高め、不登校児童生徒が社会的に自立できるように支援を行います。

二 不登校支援の取組について

I 3つのステップ

上記の考え方を基に次のステップで支援に取り組みます。

- 1 未然防止 一魅力ある学校・学級づくり一
- 2 初期対応 一早期発見・早期対応一
- 3 自立支援 一個別の対応・継続的な対応一

1 未然防止 一魅力ある学校・学級づくり一

不登校支援は、不登校となった児童生徒に対しての対応だけでなく、不登校が生じないような取組が必要です。そのために、すべての児童生徒が学校や学級を魅力ある場所と感じられるような学級づくり、学校づくりが重要となります。

日々、学校では児童生徒が楽しく元気に学校に通うことができるよう教育活動に取り組んでいます。こうした教育活動の中で、特に重点を置きたい取組が「居場所づくり」や「絆づくり」です。

「居場所づくり」や「絆づくり」の場として

- ① 学級経営の重要性を認識し、人間関係や学級集団の質的向上を図る。
- ② 授業の構造化に努め、指導方法や学習形態の工夫、互いの良さを学び合う学習環境づくりに努める。
- ③ 補充学習や家庭学習の充実など学習内容の定着の取組を進め、分かる授業、魅力ある学校づくりを進めること。

また、児童生徒理解に基づく情報共有や支援等、これらの取組を通して、児童生徒自身が自己肯定感をもって学校生活を送り、お互いに支え合う人間関係を築くことができます。いじめや不登校が発生しにくい環境をつくるためには、こうした環境を整えていく必要があります。

(1) 自ら学ぶ意欲を高める学習指導の工夫改善

～共に支え合い、児童生徒一人一人の学びが尊重される授業を目指して～

① 児童生徒が共に安心して学ぶことができる学習ルールの定着

(例) ○発言の際は、必ず全体に聞こえるような声の大きさで話しましょう。

○聴く際は、発言者に目を向け、傾聴の姿勢を大切に聴きましょう。

○友だちの意見を笑ったり、茶化したりすることのないように一人一人の発言を尊重しましょう。

② 児童生徒を主体とした、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(例) ○児童生徒一人一人が、学習意欲を高め、粘り強く追究できる授業づくり

○児童生徒一人一人が、「分かった」・「できた」を実感できる授業づくり

○児童生徒一人一人が、自分の考えを持ち、見方・考え方を深める授業づくり

③ 学習問題、学習課題の明確化と「解決の見通し」が持て、児童生徒一人一人が粘り強く追究し、伝え合い活動等を通して、深まりのある授業づくり

④ 児童生徒が、具体物の操作やICTの活用を通して、学習内容を的確に理解し、自己の考えをまとめ表現していくことができる授業づくり

⑤ 各教科の目標や評価基準に沿って、1時間の授業のねらいを明確にした授業展開

⑥ 授業の振り返りや「自己評価」、「他者評価」等を通して、児童生徒が自己の学びを客観的に捉え、学びを調整できる時間の確保

(2) 集団適応力の育成に向けた人間関係づくりの育成

～教師と子ども、子ども同士が温かい人間関係でつながる学級を目指して～

(人間関係づくりや自己の生き方を軸とした、居場所づくり・絆づくりの取組)

① 集団指導における自己肯定感を育む指導の充実

(例) ○学級・ホームルール、授業、児童生徒会活動、部活動等、学校教育活動全体を通して帰属感や達成感を育み、集団での一員としての自覚を高め、自己肯定感を育んでいく。

○児童生徒の自主性を尊重し、物事がうまく進まなかったり、失敗したりする場合にも、児童生徒自らが解決できるヒントを与えるなどして、粘り強く指導・援助することで、成就感や達成感を育んでいく。

② 自己の生き方を見つめ、物事を多角的・多面的に考え自己の生き方について考えを深め、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育てる道徳教育の実践

③ 学級活動における児童生徒の自発的、自動的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連させながら、個々の児童生徒について互いに理解を深め、良さを共感・共有していく学級づくりを目指す。

④ 意図的な人間関係づくりを通して、児童生徒一人一人を尊重し互いに協力し合う集団づくりを行う。

(例) ソーシャルスキルトレーニング(SST)や、構成的グループエンカウンターの活用等により、児童生徒が望ましい人間関係を学ぶ機会を設定する。

(3) 児童生徒一人一人を尊重した「児童生徒理解」の取組
～子ども理解を根底に共に信頼しあえる人間関係の構築～

① 日常的な児童生徒理解の充実

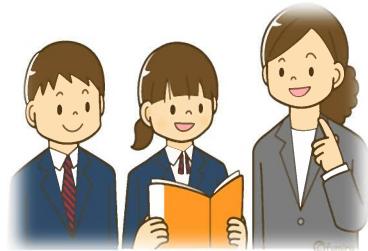
○生活記録や毎日の言葉かけ、児童生徒同士の関わりを通して、良さや特徴、課題等を把握する。

○授業や係活動等の取組を通して、その子の良さを認め、さらに伸ばすための支援をチームで模索していく。

(例) 教科担任者会や学年会の活用

② 児童生徒の背景を把握した児童生徒理解

○保護者の願いや家庭環境等から、児童生徒の背景を理解し関係職員で共有していく。



③ 多面的な児童生徒理解

○児童生徒理解アンケート（学校生活アンケート：資料参考）や、Q-U 検査等から、客観的に児童生徒の状況を把握し、児童生徒の SOS を見逃さない取組みを継続する。

○他の教師や SC 等の情報共有から、困り感や行動の背景等を理解していく。

○小中連携による情報共有を事前に行い、児童生徒の特性や課題を事前に理解し、その対応を教職員で共通理解を図っていく。

「居場所づくり」・「絆づくり」の取組

(1)自ら学ぶ意欲を高める
学習指導の工夫改善

(2)集団適応力の育成に向けた人間関係づくりの育成

(3)児童生徒一人一人の尊厳を基本とした児童生徒理解の取組

一人一人の子どもが、生き生きと自分らしく共に学び合える学校を目指して

2 初期対応 — 早期発見・早期対応 —

(1) 欠席の理由や背景を把握し、適切な支援を早期に開始する。

不登校は様々な要因が重なって、どの子にも起こりうるもので。こうした要因を早期に発見し、担任だけでなく、学年や管理者など学校全体で情報を共有し、組織的な支援体制を整えることが必要となります。また、児童生徒との面談や家庭訪問を計画的に実施することが重要です。このためには、個々に応じた丁寧なアセスメント（見立て）が有効となります。

子どもの状態 (次のような状態を示すことが見られます)		適切な支援を早期に開始する (初期対応のポイント)
前兆期	<ul style="list-style-type: none"> 朝起きられなくなる。 休み時間に一人でいることが多くなる 宿題など学習をしなくなる。 忘れ物が多くなる。 保健室を頻繁に利用するようになる。 	<p>欠席様子</p> <p>初期対応のポイント (組織として徹底する)</p>
初期	<ul style="list-style-type: none"> 腹痛、頭痛、発熱等の身体症状が見られ、訴えるようになる。 食事、睡眠時間等での生活の乱れが時々起きる。 感情や行動のコントロールができなくなる。 学校での話題に拒否感を示す。 	<p>欠席初日</p> <p>◆確実に保護者と連絡を取り合う</p> <ul style="list-style-type: none"> 病欠の場合、病状と医療機関の受診状況を把握する。 何らかの「SOS サイン」であることを疑う。 <p>☞子どもは、学校を1日休んだけでも不安になります。</p>
中期 (前) ↓ 中期 (後)	<ul style="list-style-type: none"> 部屋に閉じこもって外に出なくなる。 周囲との関係を取りたがらない。 ゲーム等に熱中し、昼夜逆転の生活をする。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 気持ちが外に向き、活動の意欲が出てくる。 趣味や遊びに関心がわく。 気持ちを言葉で表現するようになる。 適応指導教室や相談機関に通い始める。 	<p>連続欠席2日目</p> <p>◆欠席の理由を再確認するとともに、家庭での様子を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登校しやすいよう、学習面や友人関係などについて配慮する。 <p>☞子どもは、学校を2日休むと様々な不安を抱きます。</p>
後期	<ul style="list-style-type: none"> 自分を肯定する言葉が出てくる。 進路の話をする際、自分の希望を言える。 学習を始める。 学級担任や級友等と会うようになる。 	<p>連続欠席3日目</p> <p>◆管理職に報告し、具体的な行動を起こす（家庭訪問など）</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもと保護者の気持ち（不安や悩みなど）を聴く。 <p>☞「心配している」という気持ちを伝える。</p>
復帰期	<ul style="list-style-type: none"> 生活のリズムが整ってくる。 相談室や保健室への登校ができるようになる。 休日や夕方友人と遊ぶようになる。 家族とよく話をするようになる。 好きな教科の学習に取り組むようになる。 	<p>☞初期段階（欠席3日目まで）の関わりが重要</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由のわからない欠席や人間関係の問題等が心配される場合は、早期に支援を開始する。

1ヶ月の欠席が3日を超えた場合

1ヶ月の欠席が 3日を超えた (年間30日を超える)	◆管理職に報告し、具体的な行動を起こす(家庭訪問など) ・何らかの(SOS)サインであることを疑う。 ・学習、友人関係、部活動、家庭環境など多面的、多角的に本人を取り巻く環境を把握する。
1ヶ月の欠席が 6日を超えた (年間出席日数の4分の1を超える)	◆支援チームを編成して対応を検討する。 ・子どもと良好な関係を築きやすいメンバーでチームをつくる。 (例) 担任、学年職員、教科担当、養護教諭、部活顧問、教員相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、SC、SSW等

△ 子どもへの支援は、そのタイミングが重要です。例えば情緒的に混乱している子どもに対して無理やり登校するように説得すると、多くの場合はさらなる混乱を招きます。しかし、「状況が好転しないから様子を見よう」などと電話や家庭訪問等をせずにいると、子どもや保護者は「見捨てられた」と感じてしまいます。

不登校支援は、子どもや保護者への「関わりを継続する」ことが最も重要です。子どもと直接話せなくとも、保護者への支援や情報共有を続けましょう。

(2) 年間を見通した早期発見・早期対応のポイント

市内の小中学校において、新たに不登校になった児童生徒の月別推移をみると、7月までの早い時期に不登校なる子どもが多く見られます。したがって、新学期の早い時期に、学級担任は子どもたちの前年度の欠席状況や友人関係など基礎的情報を収集することが必要です。

4月最初の対応

◆ 基礎的情報の収集と分類

① 全ての子どもについて、前年度の欠席状況等の情報の取集、分類

事前に前年度の情報がわかっているれば、すみやかに適切な対応をとることができます。特に「不登校(傾向)経験あり」「経験なし」の分類を行うことが大切です。

② 対人関係への配慮

情報をもとに「不登校(傾向)経験あり」の子どもの友人関係をふまえて、学級編成や学級担任を決めていきます。

③ 学級開きの工夫

緊張をほぐすようなレクリエーションなどから学級開きを行うなどの工夫が必要です

4月～7月の日常の対応

◆ チームによる対応

① チームの発足

早期(「前兆期・初期」段階)に、教育相談主任と連携し、子どもの状況に応じて対応チーム(学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等)を発足させます。

② 個人記録票作成

本人や保護者との対応をもとに、その反応等を記した個人記録票を作成します。



③ チーム会議の実施（必要に応じて随時）

スクールカウンセラーや一部の教職員にまかせにすることなく、学年全体、学校全体でチーム会議を開催するなどし、組織的に対応することが重要です。

夏季休業中の対応

① 欠席が目立つ子どもへの教育相談等の実施

既に欠席が目立っている子どもを対象に、夏季休業の期間を利用して教育相談を行うことにより、欠席日数が増えないようにすることが大切です。

② 学業不振の子どもへの補修授業の実施

学業不振が理由で9月以降に欠席することのないよう、必要に応じ、夏季休業を利用して補修授業を行うことが大切です。

長期休業あけの対応

① 教育相談週間の位置付け

夏季休業や冬季休業あけは、不登校が増える傾向にあるため、特に最初の1週間は、教育相談週間を取り入れるなど、重点的にきめ細かな観察を行います。

進級・進学に向けて

① 学年末休業におけるポイント

年度が変わっても、教職員による適切な支援や指導が続くという安心感を、児童・生徒がもてることが大切です。「先生が代わっても、あなたを見守っている」という姿勢を伝えるようにしましょう。

② 引継ぎのポイント

1年間の様子について、担任が知っていることや支援してきたを整理したり、本人の面談から得た情報をまとめたりしましょう。支援の連続性を確保するためには、心配な要因だけでなく、どのような支援が効果的だったかを引き継ぐことが重要です。

3 自立支援 一個別の対応・継続的な対応—

文部科学省では「不登校児童生徒への支援は『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」と記載しています。児童生徒が主体的に社会や学校生活に復帰することができるよう継続的に支援をしていく必要があります。

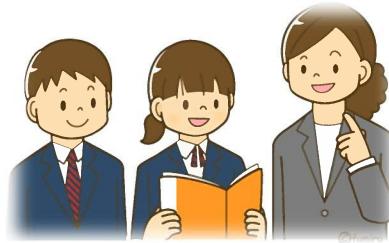
(1) 必要な支援策を考える

① 教育的支援

- ・学習意欲を向上させるための学習支援
- ・周囲の児童生徒や教職員との人間関係づくり
- ・安心できる居場所づくりや活躍できる場面づくり
- ・将来的な目標を実現するための支援
- ・中間教室や民間施設との情報共有

② 心理的な支援

- ・本人や保護者の不安や悩みを和らげるための支援
- ・心身の状態を安定させるための医療的な支援



- ・本人の性格や発達上の特性への支援

③ 福祉的な支援

- ・教育や就労の基盤となる「生活」を整えるための就労支援や経済的支援
- ・心身の健康に関わる保健福祉的な支援
- ・家庭への相談支援（家庭の不和、貧困、虐待、家族の精神疾患など）

（2）子どもの心理的な状態を見極める

不登校への支援は、子どもの心理的な状態を見極めながら進めることが重要です。

① 情緒的に混乱している状態

○心身の状態を安定させるために、本人の喜怒哀楽などの感情（特にマイナスの感情）を言葉で表現できる相談相手をつくりましょう。

- ・本人の「願い」や「訴え」は何かをつかみ、支援できることは何かを考える。

② 自身と向き合い情緒的に安定し始めている状態

○本人の自己肯定感や自己有用感を育むために、本人が興味や関心をもって意欲的に取り組むことができる活動を探り、活躍できる場面をつくりましょう。

- ・本人が興味や関心をもって意欲的に取り組み、活躍できるような活動は何かをつかむ。

③ 登校を希望して意欲的に活動しようとしている状態

○本人が考えている「登校のイメージ」を具体的に行動に結びつけるために、本人の希望を聞きながら学校や保護者にできることを整理しましょう。

- ・本人が抱く登校への不安は何なのか？準備（リハーサル）できることはあるか？
- ・「いつ」「どこに」「どのくらい」登校するのか？
- ・本人が安心できる「自分の居場所」が学校にあるか？

（3）教育相談を充実する

① SC や SSW、「あゆステ」との連携

SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）などの専門スタッフや、「あゆステ」（すわ☆あゆみステーション）と連携して対応するなど、家庭も含めたチームでの支援を行っていく必要があります。特に中学校卒業後の支援については、進学も就労もしていない者や高等学校へ進学したものへの学校へ通えない者、途中退学した者など多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受け皿が必要となります。社会とのつながりを絶やさないためにも、あゆステ等と連携し対応することが重要です。

② 民間教育施設との連携

民間団体や民間施設が運営するフリースクールなどに登校する児童生徒がいる場合は、それらの関係機関や保護者と情報を共有し、場合によっては出席扱いとみなし、学校以外での多様で適切な学習活動が行われるよう支援を図ることも考えられます。

4 諏訪市の具体的な取組

（1）諏訪市教育委員会での取組

① SC（スクールカウンセラー）

SCは児童生徒及び保護者等を対象として相談・支援を行う公認心理師、臨床心理士等の

「心の専門家」のことです。児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の不安や悩みを聞き取り、支援に繋げます。困難な状況になる前の予防的な取組や早期発見の取組を担うとともに学校復帰の際の心のケアなど、幅広く助言や支援を行っています。

諏訪市では長野県で配置している SC の他に、市教委で雇用している SC を 4 中学校区に配置しています。毎月中学校区内の小中学校に SC が訪問し、面談を実施しています。

SC の存在や役割を児童生徒やその保護者に対して周知し、SOS を発信しやすい環境を整えるとともに、心理面での支援や漠然とした不安感や悩みを抱えている場合に SC が活用できます。

② SSW（スクールソーシャルワーカー）

SSW はいじめや不登校、暴力行為などの学校生活や家庭環境の問題に対して、関係機関を適切にコーディネートするなどし、環境等の改善に向けて総合的な支援を行う専門家の事です。不登校の解決に向け、支援を行う際、複数の専門機関と連携することや専門的な知識、社会資源が求められる場合があります。専門機関との役割分担や進捗状況の確認、情報共有、連絡調整などは学校のみでは難しいため、社会福祉や精神保健福祉に関する専門的かつ総合的な知識を有する SSW を活用することが有効になります。

諏訪市では長野県で配置している SSW の他に、市教委で雇用している SSW が諏訪市役所庁舎に勤務しています。学校や保護者からの申請に応じて各校や保護者家庭を訪問し、個々に応じた支援を行っています。

支援している関係機関が多岐に渡る場合や専門的な知識を要する場合、学校と異なる視点から家庭に対してアプローチを図る必要がある場合などに SSW を活用できます。

③ 諏訪市フレンドリー教室

諏訪市フレンドリー教室は、不登校となっている児童生徒や不登校傾向の児童生徒を対象に学習指導など学校生活への復帰及び社会的自立に向けて支援を行う教室です。諏訪市公民館の 2 階に設置されており、専属の適応指導員が勤務しています。学校に入りにくく感じる児童生徒でも入ることができるように学校外の設置となっています。教室は様々な学年の児童生徒が来ることを想定しているため、一斉授業形式ではなく、個別学習という形になります。学習意欲はあるが、通学することができない場合などに活用できます。

④ 不登校児童生徒を支援する民間施設等との連携

諏訪市では令和 2 年度に不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドラインを策定し、民間施設等の活動及び自宅における I C T 等を活用した学習の出席扱いについて、総合的に判断するための目安を示しました。児童生徒の学習活動が、ガイドラインに掲げる要件を満たしていると在籍校の校長が判断できる場合に、校長と市教委協議したうえで、その施設等で相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができるようになります。

(2) すわ☆あゆみステーション（あゆステ）の取組

① 概要

あゆステは平成31年4月に開所した子どもとその家庭などの困りごとに関する総合相談窓口です。こども課と教育総務課が共同設置し、健康推進課、社会福祉課を含め、横断的に連携することで相談者がワンストップで相談を行うことができます。0歳から18歳までの子どもとその保護者に対して支援を行っています。必要に応じ、18歳以降の自立期も支援しています。

義務教育段階では学校で厚く関わることができますが、中学校卒業後は生徒の関わりを追うことが難しくなります。高校へ行かなくなり退学してしまうケースや、進学せず家居になるケースなどがあり、こうした場合は家庭からの相談が無ければ、支援に入るきっかけをもつことも難しいことがあります。中学校卒業前に将来の進路が不安定なお子さんについてあゆステにつなげるように早期から相談をしていきましょう。

② あゆステの主な取組

- 情報発信・・・子育てに関する情報を発信します。
- 巡回相談・・・乳幼児健診、保育園、学校、子どもの関連施設での巡回相談を実施します。予約による個別相談も可能です。
- 親子交流・・・児童センターをはじめ、市の子育て支援施設が連携して親子を応援する活動を推進します。
- 親支援・・・NPプログラム、CAREプログラムなど、子育てを応援するプログラムを開催します。
- 啓発活動・・・子どもの発達や児童虐待防止に関する市民公開学習会を開催し、理解を広げていきます。
- 連携推進・・・子どもの居場所づくり事業者などと連携して、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。
- 学習生活・・・家庭の状況によって、子どもの学習・生活について、必要な支援が受けられます。

※ 詳しくは、下記すわ☆あゆみステーションへ連絡をお願いします。

不登校支援等に関する相談窓口（連絡先一覧）

名称	住所	連絡先	備考
諏訪市教育委員会	諏訪市高島 1-22-30	・ 52-4141（代表）	・ 学校関係 ・ SC ・ SSW
すわ☆あゆみステーション	諏訪市高島 1-22-30	・ 学校教育 75-8150	
		・ 子ども家庭 75-8151	
		・ 発達全般 75-1176	
フレンドリー教室	諏訪市湖岸通り 5-12-18	・ 57-2352	

三 参考資料

- 1 不登校予兆チェックリスト
- 2 学校生活アンケート
- 3 直近の国からの不登校に関する通知について（概要）

※チェックリストやアンケートはあくまでも様式例になります。

不登校の予兆チェックリスト（例）

氏名		在籍	通常学級・特別支援学級
学年・組	年　　組	性別	

チェック項目

1. 身体的な様子

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 表情が冴えない | <input type="checkbox"/> 一日の中で気分が上下する |
| <input type="checkbox"/> 授業中辛そうにしている | <input type="checkbox"/> あいさつをした時の反応が鈍い |
| <input type="checkbox"/> 普段と違い、すぐにイライラする | <input type="checkbox"/> 人の視線などをとても気にしている |

2. 学校での様子

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 体調不良等で保健室へ行くことが増えている | |
| <input type="checkbox"/> 月曜日などの休み明けなどに欠席遅刻が増えている | |
| <input type="checkbox"/> 特定の教科を嫌がる、または特定の教科がある日を欠席することが増えた | |
| <input type="checkbox"/> 遅刻や欠席、早退が増えている | <input type="checkbox"/> 活気がなく、無気力になった |
| <input type="checkbox"/> 忘れ物が増えた | <input type="checkbox"/> 成績が極端に下がった |
| <input type="checkbox"/> 友人との関わりが薄くなった | <input type="checkbox"/> 休み時間に孤立している |

3. 家庭での様子

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 起床時間が遅くなった | <input type="checkbox"/> スマホやゲームをする時間が増えた |
| <input type="checkbox"/> 朝になると体調が悪くなる | <input type="checkbox"/> 外出が極端に減った |
| <input type="checkbox"/> 身辺整理に気が回らなくなりだらしなくなる | |
| <input type="checkbox"/> 保護者に対して過度な甘えや反抗がみられる | |

学校生活アンケート

実施日 年 月 日
年 部 番 氏名

安心安全で快適な魅力ある学校をつくるためには、みなさん全員の協力が必要です。

- ・本アンケートは安心安全で快適な魅力ある学校をつくるためのアンケートです。
- ・成績には関係ありません。アンケート内容は秘密にします。
- ・アンケート用紙を回収した後、短時間の面接を行います。
- ・該当する数値の□にチェックしてください。

質問1 あなたは学校生活が
その理由を教えてください。

4 3 2 1
楽しい 楽しくない

質問2 あなたは授業に集中
その理由を教えてください。

4 3 2 1
している していない

質問3 クラスマイトは授業に集中
その理由を教えてください。

4 3 2 1
している していない

質問4 あなたはクラスで悲しい思いを
その理由を教えてください。

4 3 2 1
している していない

質問5 クラスマイトで悲しい思いをしている人が
その理由を教えてください。

4 3 2 1
いない いる

質問6 相談したいことが

先生、家庭、友人、学習、健康、部活動、生徒会、進路など気になることや相談したいことがあれば自由に記述してください。

質問7 あなたは学校で仲良くしてくれる友人が
相談したいことがあれば自由に記述してください。

4 3 2 1
多い いない

学校生活アンケート

質問8 あなたは家族から大切にされて
相談したいことがあれば自由に記述してください。

いる

4	3	2	1
---	---	---	---

 いない

質問9 あなたは先生から大切にされて
相談したいことがあれば自由に記述してください。

いる

4	3	2	1
---	---	---	---

 いない

質問10 あなたは「自分に良いところがある」と
相談したいことがあれば自由に記述してください。

思う

4	3	2	1
---	---	---	---

 思わない

質問11 あなたは自分のことが
相談したいことがあれば自由に記述してください。

好き

4	3	2	1
---	---	---	---

 嫌い

質問12 あなたは「最近眠れない」ことが
相談したいことがあれば自由に記述してください。

ない

4	3	2	1
---	---	---	---

 ある

質問13 あなたは「最近疲れている」と
相談したいことがあれば自由に記述してください。

思わない

4	3	2	1
---	---	---	---

 思う

質問14 あなたは「最近食欲がない」と
相談したいことがあれば自由に記述してください。

思わない

4	3	2	1
---	---	---	---

 思う

質問15 あなたは「最近イライラすること」が
相談したいことがあれば自由に記述してください。

ない

4	3	2	1
---	---	---	---

 ある

質問16 困った時、あなたを助けてくれる人が
相談したいことがあれば自由に記述してください。

いる

4	3	2	1
---	---	---	---

 いない

その他、相談したいことがあれば自由に記述してください。

3 直近の国からの不登校に関する通知について（概要）

「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について（通知）」（平成 29 年 3 月 28 日）

平成 27 年 1 月に発足した「フリースクール等に関する検討会議」で取りまとめられた報告を踏まえ、教育委員会等に対して下記により不登校児童生徒への支援の充実を図るよう指示するもの。

- 教育委員会・学校と民間の団体等が連携した支援の充実
- 家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実
- 支援のための体制整備

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成 29 年 3 月 31 日）

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針である。

第 7 条

文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための指針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育機会の確保等に関する基本的事項
- 二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項
- 三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
- 四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣は、基本指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体及び教委機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年 10 月 25 日）

本通知は文部科学省による通知であり、これまでの不登校施策に関する通知について整理し、まとめたもの。記載事項の要点は以下の 3 点。

- 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方…支援の仕方、学校教育の意義・役割、不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性、家庭への支援
- 学校等の取組の充実…「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援、不登校が生じないような学校づくり、不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保、中学校等卒業後の支援
- 教育委員会の取組の充実…不登校や長期欠席の早期把握と取組、学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等、教育支援センターの整備充実及び活用、訪問型支援など保護者への支援の充実、民間施設との連携協力のための情報収集・提供等